

重品持参への心得や、置主・請人名前、住所寄留先・判形の確認を義務づけるほか、質営業の名前貸し・取次人の強引な質物勧誘・現実の入質をしない置質・無断営業などの禁止規定もあった。

現在、質屋営業については、1950年に公布された「質屋営業法」が監督法規となっているが、ぞう物（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物）の品触れ（警察が紛失品や盗品などの特徴を書き、質屋・古物商などに触れ示すこと）、名義貸しの禁止など、同様の規定は少なくない。

●質流れで返済義務は消失

一般的に質屋は、人々に家財、衣服や商品などの動産を質草として小口消費資金を融通する庶民金融機関と説明される。最近では、テレビで質屋の買い取りシーンが取り上げられることが多く、若い世代には誤解の向きもあるようだ。そのシステムについて、改めて述べておきたい。

質屋営業法第1条では、「物品（有価証券を含む）を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業」を質屋営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けた者を「質屋」と定義づけている。

平たくいえば、いわゆる「質草」

の価値に相応する金銭を貸し、期限内に利息を含めて返済されれば、質草を返却し、返済されなければ没収（「質流れ」）するというものである。

「例えば、時計が持ち込まれて査定が1万円であれば、1万円までお貸しできます。質の期限は基本的に3ヵ月間で、その間、元金と利息が発生します。うちの場合ですと、1万円であれば1ヵ月900円の利息になりますから、1ヵ月で返済される場合、1万円と900円で品物はお戻しします。期限が過ぎると流れることになりませんが、お客さんの返済の義務もなくなります。質流れでお終いということです。質屋には取立てがないので、返済に追われることがないというのがメリットですね」（江黒元泰氏）

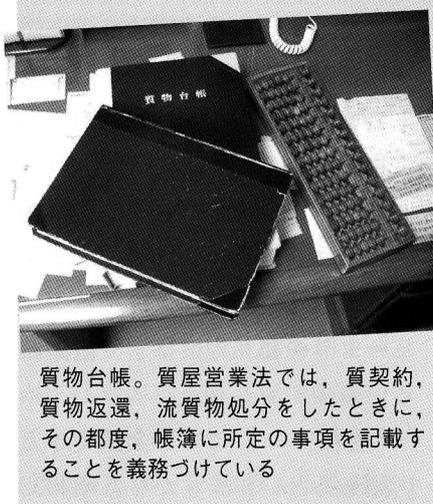
昨今、社会問題となっている多重債務に陥ることもない。質屋が庶民の金融として定着してきた理由は他にも挙げられる。審査が簡易なことである。質屋営業法では、「質置主の住所、氏名、職業及び年令を確認しなければならない」としているだけであり、運転免許証や健康保険証などで身分証明すれば足りる。消費者金融のように年収証明はいらぬし、過去の借金歴が問題となることもない。

さらに、昔ながらの人情が残っているのも質屋の特徴であろう。

「金融機関のように3ヵ月経っ



千葉県松戸市の江黒質店。戦後、祖父の江黒忠吉氏が浅草の露天商から始め、昭和42年に現在の場所で営業を開始した



質物台帳。質屋営業法では、質契約、質物返還、流質物処分をしたときに、その都度、帳簿に所定の事項を記載することを義務づけている

たらきっちり流すところもありますが、うちの場合、期間内に返せる目処がないときは、利息だけ払えば期限を延長しています。ときには、値段が付かないものが持ち込まれ、どうしてもと言われて、お貸しすることもあります。半分以上は、返ってこないんですが」

なお、ほとんどの質屋は買い取り業務も行っているが、これはリサイクルショップに求められる古物商の許可も得てのことである。保管の必要がないだけに、査定額も高くなることが多い。